

介護報酬、障害福祉サービス報酬の改定について

社 会 部

介護報酬は3年ごとの、障害福祉サービス報酬は障害者自立支援法施行後初めての改定が、21年4月に実施された。

今回の報酬の引き上げにより、介護・障害福祉サービス従事者の処遇を改善し人材を確保するとともに、医療との連携強化や認知症介護の充実など介護の質向上も目指す。

1 介護報酬

改定率 3.0% (参考 H15: 2.3%、H18: 2.4%)

(単位: 百万円)

現行21年度所要額		H21改定前 所要額	H21予算額 ア	H20予算額 イ	増減額 ア-イ
介護給付費	居宅サービス (A)	80,090	82,493	74,288	8,205
	施設サービス (B)	60,276	62,084	58,785	3,299
	計	140,366	144,577	133,073	11,504
県負担金	居宅サービス (A×12.5%)	10,011	10,312	9,286	1,026
	施設サービス (B×17.5%)	10,548	10,865	10,287	577
	計 (一般財源)	20,559	21,176	19,573	1,603

主な見直し内容

介護老人福祉施設等について、夜勤業務等に職員を加配した場合の加算の新設

介護福祉士等の有資格者が一定割合雇用されている場合の加算の新設

賃金水準の高い都市部及び採算性の悪い中山間地のサービスの介護報酬について配慮

介護療養型老人保健施設について、療養病床からの転換が円滑に進められるよう介護報酬を増額

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の退去時相談援助、看取り、夜間職員の加配について加算を新設

2 障害福祉サービス報酬

改定率 5.1%

(単位: 百万円)

現行21年度所要額		H21改定前 所要額	H21予算額 ア	H20予算額 イ	増減額 ア-イ
障害者自立 支援給付費 等	市町村 自立支援給付 (A)	18,720	19,491	18,488	1,003
	県 障害児施設給付等 (B)	1,980	2,064	2,013	51
	計	20,700	21,555	20,501	1,054
県負担金	市町村 自立支援給付 (A×1/4)	4,680	4,873	4,622	251
	県 障害児施設給付等 (B)	1,980	2,064	2,013	51
	計 (うち一般財源)	6,660 (5,671)	6,937 (5,906)	6,635 (5,630)	302 (276)

主な見直し内容

介護福祉士等の有資格者が一定割合雇用されている場合の加算の新設

充実した看護体制をとる医療機関による短期入所サービスの報酬に配慮

ケアホームにおいて少人数単位の利用者の支援を行う場合の夜間支援体制加算の見直し

地域におけるサービス提供体制を確保するため、小規模作業所や中山間地域等の事業所の報酬に配慮